

株式会社トセキ関東 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 27 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 27 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社内周知
- 平成 27 年 4 月～ 関係法令に改正があった場合、都度通達文書を作成し社内周知

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、各事業所の管理職および労務担当者の研修を行う。

<対策>

- 平成 27 年 1 月～ 各事業所の管理職および労務担当者への聞き取りによる実態把握
- 平成 27 年 4 月～ 労務担当者対象の社内会議時等に研修の実施
- 平成 27 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、制度に関するパンフレットを作成し社内周知
- 平成 27 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象として、個別に詳細な制度説明の実施

目標 3：平成 29 年 12 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 1 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 27 年 4 月～ 労務担当者対象の社内会議時等に取得促進のための情報交換を実施
- 平成 27 年 4 月～ 幹部対象の会議時等に、計画的な取得に向けた研修の実施
- 平成 28 年 1 月～ 過去 1 年間の取得状況を取りまとめ、取得状況が良い事業所の事例を社内周知し、かつ取得状況が悪い事業所への実態調査を行う。